

広報 わししま

あなたとわししまの情報誌

1・20
被災地激励慰問



千葉ロッテマリーンズ
「渡辺俊介投手との交流会」

渡辺選手
和島に元気を
プレゼント

2005
2
February

主な内容

- 所得税の確定申告
- 平成17年新区長紹介
- トピックス
- わし麻呂君の部屋
- 生活情報Q&A「個人情報保護法」
- お知らせ

2005年(平成17年)2月1日発行 No.378

和島村

記憶の一枚



節分

(昭和58年2月3日) 島崎保育所

この写真は、昭和58年2月3日に島崎保育所で行われた、節分の写真です。大勢の子供たちが、鬼に向かって、丸めた新聞紙を豆の代わりに投げつけています。おそらく「鬼は外、福は内」と力いっぱい叫んでいることでしょう。

今年も保育所で節分が行われます。時間も場所の違いですが、子どもたちの元気な声が和島村に響きます。

[写真所蔵]
和島村役場

広報 わししま

平成17年2月1日発行 378
発行：和島村役場
編集：企画観光課
〒949-4511
新潟県三島郡和島村大字小島谷3434-4
TEL：0258(74)3111
FAX：0258(74)2791
<http://www.vill.washima.niigata.jp>
E-mail：w-kikaku@lily.ocn.ne.jp

編集者のつぶやき

今年も例年どおり雪が積もりました。先月号では「季節にあった天候であってほしいと思います。」と書きましたが、やはり雪が積もると「つらい」ですね。ある出版社が教科書の中で中里村の「雪国はつつつ条例」を「雪国はつらいよ条例」と誤記した気持ちも分からないわけではありません。▶小さいころの冬といえば雪が積もるのを楽しみにしていました。雪で遊べるという楽しみがあったからなのだと思います。大人になってもスノーボードなど趣味があれば雪が積もるのも楽しみになっていくのでしょうか。▶まだ雪の季節は続きます。嫌だなと思う「マイナス」の心から雪を楽しむ「プラス」の心に変えていきたいですね。

和島村の人口と世帯数

人口 5,051人(-10人)
男 2,426人(-5人)
女 2,625人(-5人)
世帯数 1,309戸(-2戸)
12月末現在・()内は前月比

申告は正しくお早めに

～自分で書いて 自分で送ろう～

所得税の確定申告

期間 2月16日(水)～3月15日(火)

平成16年分の所得税の確定申告は、2月16日(水)から3月15日(火)までとなっております。申告期限終了間近になりますと相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことにもなりかねませんので、できるだけ早くお済ませください。(土・日曜日は閉庁日です。)

正しい申告を!

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っているみなさん自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならぬこととなりますので、ご注意ください。

確定申告をしなければならぬ場合

事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成16年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額を超えるとき
サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超えるとき、給

与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超えるとき

白色申告の方も 収支内訳書の添付を

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で、確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内訳を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。



申告書を自分で 書くときは

申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書き方」を参考にしてください。「申告書の書き方」に示さ

れている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていきますので、ご自分で記入してお早めに郵送などにより提出してください。

納税は期限内に! また とても便利な振替納税を

平成16年分の確定申告による所得税の納期限は平成16年3月15日(火)です。できるだけ早めにお済ませください。

また、振替納税をすでに利用されている方は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されない方は、納税のための手数料が省け、うっかり納期限を忘れてしまつこともない振替納税がとても便利ですので、ぜひご利用ください。

和島村での納税相談

相談受付
午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
会場 和島村役場3階「大会議室」
申告に関するお問い合わせは役場総務課税務係(☎74 3 1 1 内線261・262)又は、長岡税務署(☎33 5252)へ

日	地	域
2/16日(水)	上小島谷	中小島谷
17日(木)	下小島谷	駅前
18日(金)		
21日(月)	下富岡、若野浦	阿弥陀瀬、高畑
22日(火)	日野浦	
23日(水)	中沢、梅田	
24日(木)	東保内	
25日(金)	村田	
28日(月)	城之丘	
3/1日(火)	両高	
2日(水)	上桐	
3日(木)	三瀬ヶ谷、北野	
4日(金)	根小屋、荒巻	
7日(月)	新田、中央	
8日(火)	下町上、下町下	
9日(水)		
10日(木)	川端、道城下	
11日(金)	法善町、寺町、小谷	
14日(月)		
15日(火)		

・営業関係の方は、和島村での相談日はありませんので、直接長岡税務署の行う長岡新産管理センターへお出かけください。
・日程表はあくまで目安ですので、指定日に都合のつかない方は、ご自分の都合のよい日におでかけください。

医療費控除・住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

医療費控除を受けられる方

次の計算をして、医療費控除のある方。(注 源泉徴収税額のある方に限り還付されます)

$$\begin{aligned} & \text{医療費控除額の計算方法} \\ & \{ \text{その年中に支払った医療費} \} - \\ & \{ \text{保険金などで補てんされる金額} \} = \{ A \} \\ & \{ A \} - \{ 10 \text{万円又は所得の} 5\% \text{のどちら} \\ & \text{か少ない金額} \} \\ & = \text{医療費控除額(最高} 200 \text{万円)} \end{aligned}$$

医療費とは:

医師等による診療等を受けるために直接必要な費用で、次のようなものに限られます。

- 医師・歯科医師に支払った診療費・治療費
- 診療・治療のための医薬品の購入費用
- 入院費・通院費
- あんま・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師などに支払った施術費

保健師や看護師・その他療養上の世話を受けるため特別に依頼したひとに支払った費用
助産師による分娩介助を受けるために支払った費用
6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代
(注)

・医師が発行した「おむつ使用証明書」と、その証明書をもちった日以後の「おむつ代の領収書」が必要で

・領収書には、おむつ使用者の氏名および成人用のおむつ代であることが明記されていることが必要です。

《医療費控除の対象となる医療費は、その年に実際に支払ったものに限られます》

ご注意ください!
次のようなものは、医師等による診療費の費用とはいえませんが、医療費には含まれません。

- 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で支払った整形手術の費用
- 健康増進や病氣予防などのための医薬品の購入費
- 人間ドックなどの健康診断のため

めの費用(但し、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けるときのこの費用は医療費に含まれます)
親族に支払う療養上の世話の費用治療を目的としない近視・遠視のための眼鏡の購入費

おむつ(前記)に該当するものを除く)・寝具類の費用および医師等に支払った謝礼金
通院に自家用車を使用した場合のガソリン代

医師等の診察等に関係なく購入した補聴器等の購入費
カツラの購入費

「保険金などで補てんされる金額」とは、次のようなものをいいます
支払った医療費のうち健康保険組合・共済組合などから補てんを受ける医療費・分娩費・家族医療費・配偶者分娩費などの給付金
損害保険や生命保険の疾病障害特約等にもとづいて支払われる入院給付金

加害者から損害賠償として補てんを受ける医療費など
《「保険金などで補てんされる金額」が申告時点で確定していない場合には、見込額によります》

住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

要件(平成16年入居の場合)

1 新築住宅
住宅取得後6ヶ月以内に入居し引き続き住んでいること
家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること
床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住用であること
控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除買換え、交換の特例など)を受けていないが、又は受けないこと
民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用して

2 中古住宅
1(新築住宅)の要件にあてはまること
その家屋の取得の日以前20年以内(耐火建築の場合は25年以内)に建築されたものであること
建築後使用されたことがあること

3 増改築
増改築をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上で、しかも1(新築住宅)の要件の、増改築をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

増改築等
増改築等をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

**災害に関する国税の
特別措置について**

住宅や家財に損害を受けたとき
災害によって住宅や家財などに
被害を受けた方は、確定申告
において、所得税の軽減措置が適
用される場合があります。

申請に必要なもの
損害を受けた資産の明細がわか
るもの

被害があったことを受けて受け
とる保険金等がわかるもの
り災証明書の交付を受けている
場合は同証明書を持参
住宅の場合：購入時の売買契約

書または請負契
約書、取壊し費用・
除去費用その他
これに類する費
用の明細のわか
る領収書など

家財の場合：損害を受けた家財
の種類、購入金
額のわかるもの
または明細

被害に遭われた方のうち、収入
が給与所得や公的年金（雑所得）
だけで遺付申告を受ける場合に
は、次の書類が必要です。

平成16年分の源泉徴収票（原本）
源泉徴収票に記載されている以
外の社会保険料や生命保険料な
どの控除を申告される方は、支
払いの証明（領収書）

医療費控除を受ける場合は、平成
16年中に支払った医療費等の領収書
その他の所得控除や住宅借入金
等特別控除を受けられる場合は、
それぞれ必要な書類があります
ので、ご不明な点は事前に税務

署又は役場へお問合せください。
お問合せ
長岡税務署
(☎ 35 2070)
和島村役場総務課税務係
(☎ 74 3111)

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
損害の発生原因	災害、盗難、横領による損害が対象となります。	災害による損失に限られます								
対象となる資産の範囲等	自己又は、生計を一にする控除対象配偶者やその他の扶養親族が有する資産 生活に通常必要な資産に限られます (たな卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます)	自己又は、扶養親族が有する住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価値の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうちいずれが多い方の金額です。 ① 差引損失額 - 所得金額の10分の1 ② 差引損失額のうち災害関連支出金額 - 5万円 注) 差引損失額=損害金額 - 保険金などによって補てんされる金額 災害関連支出=災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	災害等の関連して止むを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して控除できます。	原則として損額を受けた年分の所得金額が1000万円以下の人に限り、 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。								

新区長紹介

平成17年の各地区の区長さんが決まりました。今年1年間、みなさんとの連絡役をお願いしますので、よろしく願います。(敬称略)

地域名	氏名	地域名	氏名
上小島谷	久住幸雄	上桐	大矢弘陸
中小島谷	久須美 實	三瀬ヶ谷	加勢栄一
下小島谷	松永利治	北野	菊地三郎
駅前	小熊教男	根小屋	佐越準一
小島谷	久住 等	荒巻	山田 忠
下富岡	竹内謙二	新田	早川善晴
若野浦	久住親勝	中央	早川正善
阿弥陀瀬	八子一夫	下町上	加瀬光志
高畑	山田正一	下町下	早川英一
日野浦	平澤和雄	川端	早川盛雄
中沢	大矢保	道城下	本間進
梅田	田村浜一	法善町	早川 勲
東保内	船越宏	寺町	小林儀男
村田	小林昇一	小谷	長谷川義栄
城之丘	小林善弘	島崎	三河保
両高	阿部甚一郎		

平成17年1月21日現在

子どものすこやかな成長を願って

**児童扶養手当
特別児童扶養手当**

父母の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のために支給される手当です。

児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を、主に母子家庭等の母などが監護している場合に支給されます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が重度の障害の状態(年金の障害等級が1級程度)にある児童で、公的年金給付の額の加算対象となっていない児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が法令により引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (8) 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

支給内容

- ・全部支給 (世帯の所得額による制限あり) 月額41,880円
- ・一部支給 所得に応じて、41,870円から9,880円までの10円きざみの金額となります。

支給手続

- ・次の書類をご持参の上、住民課 住民福祉係で手続きをして下さい。
- ・請求者及び対象児童の戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票の写し(続柄、本籍表示のあるもの。)
- ・口座振替申込書(金融機関に確認印が必要)
- ・認印、その他請求の内容により必要となる書類、証明書

特別児童扶養手当

精神又は身体(内科的疾患を含む。)に一定の障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。

対象 知的障害もしくは身体障害の

状態にある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人。

- ・重度の場合 月額50,900円
- ・中度の場合 月額33,900円

支給手続

- ・次の書類をご持参の上、住民課 住民福祉係で手続きをして下さい。
- ・請求者及び対象児童の戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票の写し(続柄、本籍表示のあるもの。)
- ・対象児童の障害に関する医師の診断書(用紙は住民課にあります。)
- ・認印、その他請求の内容により必要となる書類、証明書など
- ・請求者名義の郵便局の通帳
- ・詳しくは、役場住民課・住民福祉係にお尋ねください。

(☎ 74 3111)



国税庁確定申告サイトオープン
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたもすぐアクセス。
www.nta.go.jp

確定申告 3月15日(火) 3月31日(木)

**長岡税務署の申告相談会場は
長岡新産管理センターになります。**

本年は「長岡新産管理センター」において、所得税と個人事業者の消費税及び贈与税の申告相談を下記日程により実施します。

申告相談会場のご案内
所得税(譲渡所得含む)、個人事業者の消費税及び贈与税の申告相談会場になります。(災害で住宅・家財等に被害を受けた方の相談会場もこちらとなります。)

期 間	2月7日(月)~3月15日(火) (土曜日・日曜日及び祝日は除きます。)
受付期間	午前9時~午後3時30分 (正午から午後1時まででは昼休みです。)

五穀豊穰、無病息災を願って

1月9日(日)や16日(日)、小正月の行事「賽の神」が村内各地で行なわれました。

下富岡地区では、1月9日午後3時30分、年男、年女がそれぞれの思いを胸に点火。大人の4・5倍はある巨大な賽の神は強い風に煽られて勢いよく燃え上がり、あたりは人々の歓声や「パン、パン」と弾ける竹の音で賑いました。正月飾りやスルメを手に駆けつけた大勢の人たちは、振舞われた御神酒や甘酒、豚汁を飲みながら、今年1年間の無病息災や五穀豊穰、家内安全を祈りつつ、小正月の行事を楽しみました。



和島村にプロ野球選手 被災地激励慰問で元気をプレゼント

1月20日(木)北辰中学校において、千葉ロッテマリーンズの渡辺俊介投手による被災地激励慰問が行われました。渡辺投手は2001年に入団。アンダースロー投手でその年に初勝利。2004年は12勝6敗の成績をあげオールスターと日米野球に出場しています。

当日は、北辰中学校の生徒をはじめ和島少年野球チームも参加。また塚山中学校など郡内の5つの中学校野球部が招かれ、総勢240名もの参加者がありました。

イベントでは、まず質問会が行われ、渡辺投手は子どもたち一つ

ひとつの質問に丁寧に答えていました。続いて渡辺投手の実技指導が行われ各野球チームの代表が投手フォームの指導を受けました。

記念撮影後、渡辺投手は「水害と震災と重ねてあった街でこんなに元気があるとは思っていませんでした。逆に僕が元気をもらったくらいです。」と話されました。

最後に参加者を代表して本間琢君が「テレビの中でしか見たことなかった渡辺選手にお会いできてとても光栄です。渡辺選手のおかげで地震の悲しみも飛んでいきました」とあいさつしました。



古式ゆかしく伝統の神事

1年間の農作物の作柄を占う伝統神事「筒粥祭」が1月14日(金)夜、氏子のみなさんや関係者ら大勢の人が見守るなか、島崎の宇奈具志神社で厳かに執り行われました。

長い歴史を持つこの神事は、豆柄で炊いた粥に葦の筒を入れて、筒の中に入った米の数で今年1年間の農作物の作柄を占うというもの。3粒以上入っていれば大吉、1粒か2粒であれば吉、何も入っていないければ半吉とされています。今年の結果はというと、苗が半



吉、麦が半吉、大豆が半吉、早稲が半吉、中稲が大吉、晚稲が大吉という結果となりました。

古民家に昔ながらのまゆ玉飾り

1月13日(木)、道の駅良寛の里わしま地域交流センター「もてなし家」において、まゆ玉作りが行われました。この日はNPOスタッフともてなし家スタッフ、そして両高有志の14名が伝統の飾りを飾り付けました。

まゆ玉は、「質の良いまゆがたくさん取れるように」との豊作を願って、各家庭で行われた行事です。

この日は「みずき」の木に一つひとつ丁寧に、米菓と餅を取り付けていきました。今年も五穀豊穰と無病息災を願いたいですね。



かんぽ作文コンクール 日本郵政公社信越支社長賞

両刃の剣

島田小学校5年生 池浦 隆真

僕は、夏休みに、筑波宇宙センターと、広島平和記念資料館に行きました。

一方では最先達の科学を見て、すごく感心し、もう一方では、科学の恐ろしさを感じました。

平和記念館では、宇宙飛行士の毛利衛さんが平和へのメッセージを残して、その中に、「両刃の剣である科学技術を使用する人間の哲学が問われていることが認識される」とありました。その通りに、科学の力は皆の生活を、ほとんど便利にしているって話があるが、へたに使えば、ものすごい力で五十九年前の八月六日のように無残な光景が広がってしまうかもしれないのです。

一九四五年八月六日、人類初めて広島に原子爆弾が投下されました。その高い温度によって、一升瓶はとけ、爆風で鉄の扉は折り曲がりました。放射能による影響により、人体に大きな障害をもたらされました。爆心地から一キロメートル以内には、数日のうちに死亡しました。わずかに生

き残った人たちも、血まみれのボロボロの衣服を身にまとい、逃げまわったということです。

僕が平和記念館で一番怖かったのは、「人影の石」という石です。この石は、人が階段に腰をかけていたら原爆が投下され、強い放射線などの影響でそのまま人の形のように黒く跡が残って残っているものです。人が石に焼きつくという事は、いったいどのような環境なのでしょう。ものすごい放射線で、とても苦しい環境という事です。原爆の恐ろしさを身にしみて感じました。

筑波宇宙センターには、原爆にふくまれる放射線を防ぐための技術や、宇宙に建せつ中の国際宇宙ステーションの日本の研究モジュール「きぼう」のレプリカなど、今の科学技術の最先端を使ったものがたくさんありました。

来夏の夏、発射予定の、H Aロケットというロケットがあるそうです、そのエンジンが筑波宇宙センターにありました。ものすごく固くて、強たくたくと自分の手

の方がこわれてしまっていました。さらに、猿が乗って宇宙へ行った宇宙船や、せまい三人乗りの宇宙船などがありました。特にすごいと思ったのは、気象衛星のひまわりです。ひまわりは、すべて太陽電池でおおわれていて、ぴかぴか光っていました。H Aロケットには、もう古くて使えなくなったひまわりの代わりの気象衛星を積んで行くそうです。

このように、科学はうまく使えば、宇宙開発もできるのに、へたに使えばたくさん死んでもだすことにもなるのです。

広島市長の秋山さんは、平和宣言の中でこう言っています。

「残念なことに、人々は科学の悲劇をまだ理解せず、それをうめる想像力にかけています。」

と。僕は、全くその通りだと思えます。

アインシュタインは、アメリカの、「マンハッタン計画」にサイエンスしました。本当は、自由な研究がなかったのです。しかし、それが広島に原爆となって投下され

平成17年原付実技講習のお知らせ

原付の免許を取得するには原付講習を受講しなければなりません。3月から11月の原付実技講習を次のように計画しました。受講希望者は交通安全協会(警察署内)まで、下記のものを持参して申し込みしてください。

- 持参するもの
 - 住民票(本籍地の記入されているもの) 1通
 - 写真(3×2.4センチ) 1枚
 - 新潟県収入証紙 4,050円
 - 印鑑

- 原付実技講習日と講習受付締切日

3月27日(日)午前8時～	[締切日 3月18日(金)]
5月22日(日)午前8時～	[締切日 5月13日(金)]
7月31日(日)午前8時～	[締切日 7月15日(金)]
9月11日(日)午前8時～	[締切日 9月2日(金)]
11月27日(日)午前8時～	[締切日 11月18日(金)]

■詳しくは
与板地区交通安全協会
(☎72-2218)



たと知った時、アインシュタインは大後悔し、三日間口が利けなかったそうです。その後、アインシュタインは、ほかの科学者とともに、核兵器をなくすための運動を続けたということです。僕も、自分が発見したものが、戦争に使われていたら、すごく後悔すると思います。

宇宙センターと原爆記念館を見て、まさに科学は両刃の剣だなどと思えました。その両刃の剣

である科学を、悪い方向に持っていないように努力するのが、僕たち若い人たちの任務なのではないでしょうか。そして、戦争を二度と起こさず、皆が平和に過ごせるよう努力するのが、僕たち若い人の責任だと思えます。そして、二度と原爆のような悲劇は、起こさないで欲しいと思います。



わし麻呂くんの部屋

生涯学習情報



冬将軍に勝つぞ！元気いっぱいわしまっ子！ わんぱく塾 冬の陣

小学校1・2年生を対象とした「わんぱく塾 冬の陣」が全2回の日程で行なわれました。12月27日(月)は、寒さに負けないをテーマに、マット運動やレクリエーションなどを楽しみました。手つなぎ鬼では逃げる仲間を捕まえようと鬼同士作戦を練って追いかけるなど、みんなが寒さを忘れ縦横無尽に楽しそうに走りまわっていました。

翌28日(火)は、紙粘土でお正月飾りやおせち料理を作りました。酉年にあわせ鶏を作る子どもが多く



みられました。どの作品も皆、創造性あふれる作品に仕上がっていました。

和島村青少年育成 村民会議費納入のお礼

和島村青少年育成村民会議(会長 久住 等)では、昨年、各区长さんを通じ、村民の皆さまから会員になっていただきますようお願いしましたところ、270世帯からご加入いただき380、979円の会費を賜りました。これもひとえに村民各位のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

この会費は、村内27ヶ所の小学生を主体とした地域子ども会と各スポーツ団体に活動費の一部として

て助成させていただいたほか、1月号の広報わしまに「家庭の日の作文」掲載や中学生が活躍しました「和島村体育協会30周年記念イベント」プロバスケットボールチーム新潟アルビレックスがやってくる!!」等体育事業に助成をし、青少年の健全育成のために、使わせていただいております。

和島村青少年育成村民会議では、子供たちの健やかな成長を願うとともに、明るい村づくりを推進して参ります。これからも村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

新年の門出は “協力”の門松で!

去る12月25日(土)、農村勤労福祉センターを会場に、「三門松づくり」が行なわれました。

当日は、中村園芸の中村太一郎さんをメイン講師に、参加者の保護者やボランティアが協力する中、子どもたちは一生懸命作業を進めていきました。

大人も苦戦する竹を斜めに切る作業では、参加者同士協力しあい、一人が竹をおさえ、一人がのこぎ



みんなに伝えたい “わしまむら”を募集!!

教育委員会では、平成17年度和島村民力レンダラーの作成にあたり、掲載写真を募集します。

例年、各種事業写真を中心に掲載していますが、次年度力レンダラーでは、和島村の風景等も多く掲載したいと考えています。

みなさんのご家庭の中に、そして、みなさんが日頃目にする場所に、私たちの故郷“わしま”を飾りましょう。

募集内容
みんなの心に残したい和島村の風景や伝承事業等の写真
応募締切 2月18日(金)
掲載の選考
生涯学習推進スタッフが検討し選考します。
応募の取扱
応募された作品の著作権は和島村に帰属します。
写真の返却
写真は返却しません。
申込・問合せ先
和島村教育委員会社会教育係
(74 3111 内線273)

がんばってます中学生!!

アドベンチャーウィンタースクール

冬季スポーツの楽しさと、公共の場での集団活動を学習することを目指す、中学生を対象とした「アドベンチャーウィンタースクール」が1泊2日の日程で上越市のキューピットバレイスキー場を会場に実施されました。

初日は、スノーボード初体験、更にはスキー場にきたのも生まれて初めてという参加者もいて大苦戦。しかし、北辰中学校の小方先生と池田先生の温かい励ましや指導の甲斐あってか、参加者たちは満面の笑顔。新しい年を迎え、気分も一新、それぞれが雄大な白銀のキャンパスに力強いシユプールを描いていました。

スキー教室を終えて

私がアドベンチャースクールで学べたことは2つ。1つは、ボードが滑れたこと。2つ目はあきらめないでやるということ。1つ目のボードが滑れたことも2つ目のあきらめないで頑張ったからだと思えます。はじめに滑れたときはとても嬉しいと思ったし、楽しいとも思えました。今回のことを活かして、またいろんなことにチャレンジしていきたいです。

2日間をふりかえって

1年ぶりのスノーボードは慣れるまで大変だった。でも、慣れるとスノースイと滑れるようになった。この2日間、久しぶりにボードをやって、あらためて「風」をきって滑るのは楽しいと思った。まだまだ、上手いとは言えないけど良い経験が増えたと思う。また機会があればいろいろチャレンジしたいです。

初めてやったスノボ

アドベンチャースクールは、とても楽しかったです。先生方は実際にお手本を見せてくれたり、アドバイスをくれたり、優しく教えてくれました。私は転んでばかりだったけど、少しは滑れるようになります。もっと滑れるように努力したいです。

白銀の世界へ

村民スキー&スノーボードツアー in 池の平

1月16日(日)妙高高原 池の平温泉スキー場を会場に「村民スキー&スノーボードツアー in 池の平」が開催されました。

雪がちらつく天候でしたが、小学生から大人まで、幅広い年齢層の方々が80名が参加されました。「子どもと楽しそうに滑るボードツアーミラー」「疲れた体を温泉で癒す人」等々、思い思いに様々な楽しみ方をしていました。帰りのバスでは、楽しい思い出を夢見る子供たちの寝顔が印象的でした。



第2回村民スキー&スノーボード ツアー in 池の平参加者募集!!

- ☆期日等 平成17年2月20日(日) 妙高高原 池の平温泉スキー場
- ☆参加費 大人(中学生以上) 3,500円 子供(小学生) 2,000円
- ☆予定 役場前7時~18時解散(予定) ☆申込締切 2月15日(火)まで ☆定員 80人 (定員になり次第締切ります。)
- ☆その他 レンタルも申込可能です。

お申込み

公民館(☎74-3111) 詳しくは、全戸配布されましたチラシをご覧ください。

新潟大学全国硬筆大会

- ◎島田小学校 特選 5年 旗針 沙良 準特選 2年 山田佑莉亜
- ◎桐島小学校 特別賞「読書新聞新潟支局賞」 2年 貝瀬 優輝 準特選 1年 小林 武



2月の納税・納入

- 村 県 民 税
- 国民健康保険料
- 介護保険料
- 保育所保育料
- 幼稚園保育料

2月のお知らせ

役場 ☎74 - 3111 FAX74 - 2791

INFORMATION

子育て支援センター 122222カレンダー

1日 (火)	フリーデー	17日 (木)	出前 【下小島谷集落センター】
2日 (水)	わくわくデー まめまき	18日 (金)	フリーデー
3日 (木)	(お休み)	19日 (土)	
4日 (金)	フリーデー	20日 (日)	
5日 (土)		21日 (月)	出前 【中沢集落開発センター】
6日 (日)		22日 (火)	フリーデー おひなさまを作ろう
7日 (月)	出前 【下町上集会場】	23日 (水)	わくわくデー 誕生会 発育測定
8日 (火)	フリーデー	24日 (木)	出前 【村田公会堂】
9日 (水)	わくわくデー 雪あそび	25日 (金)	フリーデー おひなさまを作ろう
10日 (木)	出前 【東保内集落センター】	26日 (土)	
11日 (金)	建国記念日 (お休み)	27日 (日)	
12日 (土)		28日 (月)	(お休み)
13日 (日)			
14日 (月)	出前 【北野集落開発センター】		
15日 (火)	フリーデー		
16日 (水)	わくわくデー 保健相談		

今月のテーマ...雪と遊ぼう

時間...保育所 9:30~11:30
出前 9:30~11:00

お問合せ...住民課福祉係(☎74-3111)

2月の救急診療のご案内

内科、小児科、外科、歯科の昼間

	診療科目	診療時間
長岡市休日急患診療所(☎35-8255)	内科(小児科)・外科	9:00~18:00
長岡休日急患歯科診療所(☎33-9644)	歯科	9:00~16:00

休日救急当番医表

区 分	午前10時~午後5時	午前9時~翌午前9時
診療科目	産婦人科	内科・小児科・外科・産婦人科
6日(日)	丸岡医院	長岡赤十字病院
11日(金)	トマトレディスクリニック	長岡中央総合病院
13日(日)	セントポーリア ウイメンズクリニック	立川総合病院
20日(日)	明石医院	長岡赤十字病院
27日(日)	小林医院	長岡中央総合病院

お問い合わせ及び連絡先

長岡赤十字病院 ☎28-3600	小林医院 ☎27-7755
長岡中央総合病院 ☎35-3700	セントポーリアウイメンズクリニック ☎21-0800
立川総合病院 ☎33-3111	トマトレディスクリニック ☎39-7111
明石医院 ☎32-3262	丸岡医院 ☎39-2422

都合により当番の変更がありますので、事前にご確認ください。

長岡広域圏イベント情報

『ウインターフェスタ 05』 長岡市

期 日 / 2月11日(金)~13日(日)
会 場 / 国営越後丘陵公園
内 容 / 雪に親しみながら楽しめる様々なイベントを開催します。モータートレイン体験や人間そり大会など。
問合せ / 越後公園管理センター (☎47-8001)

『スノーフェスティバルin越路』 越路町

期 日 / 2月12日(土)
会 場 / 成出農村運動公園
内 容 / 雪像づくり、雪上イベント、ステージイベントなど町民参加の冬のお祭り。
問合せ / 越路町企画振興課 (☎92-5902)

『とちお遊雪まつり』 栃尾市

期 日 / 2月20日(日)
会 場 / 道の駅R290とちお
内 容 / 雪国ならではの遊びが盛りだくさん。雪遊びに疲れたら、からだの芯から暖まるお鍋など料理もいっぱいです。
問合せ / 栃尾市観光協会 (☎51-1195)

知って得する、覚えて役立つ情報

生活情報Q&A

今月のテーマ 個人情報保護法

個人情報とは、その性質上、誤った扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。だれもが安心して、IT社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、公布されました。

Q 個人情報保護法について教えてください。

A 個人情報保護法とは次のような法律です。

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としています。

官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱いのルールの部分から構成されています。

民間の事業者の個人情報の取扱いに関して、共通する必要最小限のルールを定めています。

この法律の仕組みは、事業者が、各省庁などが策定するガイドラインに即して、事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視しています。

なお、行政機関においては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人

等の保有する個人情報の保護に関する法律」があります。これは個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため国の行政機関・独立行政法人等が個人情報の取扱いに当たって守るべきルールを定めた法律です。



Q 民間事業者に対する個人情報の取扱いのルールが施行されるのはいつからでしょうか

A 個人情報保護法の施行時期については、基本理念や国の責務・施策等を規定する部分(第1章から第3章)は、公布の日(平成15年5月30日)から施行されていますが、個人情報データベース等の形で事業活動に用いる事業者の義務等を定める第4章以降は、平成17年4月1日から施行されます。

Q 個人情報保護法において「個人情報」とは何を指しますか。

A 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、これに含まれる氏名や生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別できるものをいいます。

個人の身体や財産、社会的な地位、身分などの属性に関する情報であっても、氏名など一体となつて特定の個人を識別できるようなものであれば、「個人情報」に当たります。

また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することで識別が可能となる場合も「個人情報」に該当します。

この法律では、「個人情報データベース等」を事業の用に供している民間の事業者が「個人情報取扱事業者」として義務規定の適用を受けます。「個人情報データベース」には、コンピュータ処理情報のほか、紙の情報であっても、個人情報を五十音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次・索引等を付して容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。

Q 個人情報取扱事業者が守らなければならない義務規定を教えてください。

A 個人情報取扱事業者の義務としては、利用目的の特定、利用目的による制限、適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等、データ内容の正確性の確保、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止、苦情の適切かつ迅速な処理などの規定があります。

Q 個人情報について不適切な取扱いを受けたときに相談できる場所はありますか

A 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情などについて、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。

まず個人情報取扱事業者の苦情受付窓口などに相談していただくことが基本となりますが、主務大臣の認定を受け、苦情の処理や対象事業者に対する情報の提供などを行う「認定個人情報保護団体」による対応、地方公共団体による苦情のあっせん等により解決が図られる仕組みも整えられています

児童手当受給者のみなさんへ

2月期の児童手当(平成16年10月から平成17年1月分)を2月10日に指定された金融機関の口座にお振込みいたしますので、「ご確認ください」。

- 支給額
- 第1子……5,000円
- 第2子……5,000円
- 第3子……10,000円
- 支給対象者
- ・小学校第三学年修了前(0歳から9歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育している者
- ・前年の収入が一定額に満たないもの

年金移動相談所

日頃、国民年金について疑問に思っていることや、「自身の年金をよく知っていたら」と、年金移動相談所を開設します。

また、当日は厚生年金に関する相談や年金請求の手続きなど年金に関する様々な相談に応じます。

お気軽にご相談ください。

日時
2月17日(木)
午前10時から午後3時
会場
ゆきわり荘
相談員

ETC通勤割引・深夜割引について

- ETC通勤割引
- ETC搭載車による高速道路利用
- ・午前6時から9時及び午後5時から8時の間に入口料金所又は出口料金所を通過した車が対象です。
- ・利用距離は100km以内
- ・利用回数は、朝夕の通勤時間帯に各々1回限りです。
- ・割引率は50%
- ETC深夜割引
- ETC搭載車による高速道路利用
- ・対象は午前0時から午前4時の間に入口料金所又は出口料金所を通過した車です。
- ・割引率は30%
- 詳しくは
- 日本道路公団ホームページ
<http://www.jnet.go.jp/>

善意をありがとう

社会福祉に役立ててほしいと、和島村社会福祉協議会に次の方よりご寄附をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

小島谷 福太郎様

長岡社会保険事務所係官
相談内容
国民年金、厚生年金、その他年金一般
お問合せ
役場住民課 住民福祉係
(☎74 3111)

消費生活講演会の案内

さまざまな悪質商法から身を守り、かしい消費者として生活するために、消費生活講演会に参加してみませんか。

今回のテーマは「最近の消費者被害の実情と被害防止のために」です。

日時
2月23日(水)
1時30分開演
会場
新潟ユニゾンプラザ
多目的ホール
講師
村 千鶴子さん
東京経済大学現代法学部教授
弁護士
その他
入場無料 要約筆記 手話通訳
保育(生後6か月から未就学児)があります。

お問合せ・お申込み
新潟県消費生活協会
(☎025 281 5558)

自動車の登録と自動車税の申告はお早めに

自動車の売買を行ったり、所有者や使用者の住所変更等があった場合は、運輸支局への登録と県への申告が必要です。手続きはお早めにお願います。

なお、自動車税は車検証の登録名義をもとに課税されます。いま一度正しく登録されているか確認してください。変更の必要がある場合は3月31日までに手続きをしてください。

お問い合わせ
自動車の登録については
新潟運輸支局
(☎025 285 3121)
新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所
(☎22 1131)
自動車税と自動車取得税の申告は
県税務課新潟分室
(☎025 283 2279)
長岡分室
(☎22 1134)

自衛隊新潟音楽まつり開催について

日時
3月5日(土)午後2時開演
会場
りゅーとびあ新潟市民芸術文化会館コンサートホール

司法書士による相続登記の無料相談月間について

新潟県司法書士会では、毎年2月の1ヶ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め相続登記についての県内一斉無料相談キャンペーンを実施いたしております。

この機会にお近くの司法書士事務所にお気軽にご相談ください。相続登記や諸手続きについて、無料でご相談に応じております。また、一年を通じて毎週水曜日の午後1時30分より4時まで左記にて無料相談に応じておりますので、ご利用ください。

「司法書士無料相談」
(☎025 228 1589)

お問合せ
新潟県司法書士会
〒951 8063
新潟市古町通13番町5160番地

社会保険事務所の窓口時間が延長されます

社会保険事務所では、待ち時間の解消や勤労者など平日昼間に相談できない方への相談機会の拡充のため次のような制度を始めます。

毎週月曜日の時間延長
毎週月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。ただし、月曜日が祝日の場合は火曜日となります。

分水桜まつりおいらん道中 おいらん役を大募集!!

分水桜まつりの「おいらん道中」は珍しい行事として、全国的にも有名であります。その主役である「信濃太夫」、「桜太夫」、「分水太夫」の三太夫役を次の通り募集しています。

応募資格
(1)年齢18歳以上(高校生は除く)
(2)身長150〜165cm位の健康な女性
(3)未婚、既婚・住所は問いません

応募方法
(1)写真2枚(上半身、カラーで正面・側面各1枚「サービス版」を同封し、住所・氏名・電話番号・身長・年齢・を記入のうえ、分水町観光協会へ郵送または直接提出してください。
(2)写真は後日返送いたします。
応募期間

(2月28日はシステムの都合上、通常どおり、午後5時までで受けを終了させていただきます)
休日の年金相談窓口開設
2月19日(土)・20日(日)
3月12日(土)・13日(日)
の4日間は休日相談を行います。
お問合せ
長岡社会保険事務所
(☎36 5141)

被災者のための新潟県弁護士会無料法律相談会

新潟県弁護士会では今回被災された皆様のために、下記の通り、負債整理、サラ金、解雇等について、面接による現地法律相談を行います。相談は無料です。

相談日：毎週日曜日
会場
長岡市役所(予約は不要です)
相談時間
午後1時〜午後4時まで
費用
法律相談は無料です。事件依頼の場合は、費用がかかりますが、法律扶助制度を利用すれば、月々の分割払いが可能です。

電話相談
電話での相談も受付けています
相談日：毎日(休日も実施)
時間：午後1時〜午後4時
電話番号
(☎025 228 8911)

歯の健康 Q&Aコーナー

Q 急に歯が痛くなった時は、どうしたらよいでしょうか

A よくあることですが、まず、うがいを口の中をきれいにします。そしてどの歯が痛いのかをよく確かめ、できれば楊枝やピンセットなどで、その原因となっている、歯に付いている汚れや食べカスなどを取り除きます。次にうがいをしますが、またはオキシドールを綿に浸し、歯のまわりをきれいにします。ヨードチンキなどを穴のあいているところへつめるのもよいでしょう。熱があれば安静にする必要もありますし、腫れていれば冷やしてあげるのもよいでしょう。痛みをたいしては鎮痛剤を使います。

これらにより、いずれ痛みも落ちつきますが、歯の痛みは自然には治りません。そうした歯を放置しておく、いずれ痛みが再発し、最後には歯を抜かなければなりません。そうならないためには、早期に治療することをおすすめします。

(新潟県歯科医師会)

2月1日(火)〜2月28日(月) その他
(1)応募者の中より書類審査で選考し、二次審査(面接)により決定します
(2)審査は一般には公表しません
(3)夜間3回位練習があります

応募先
分水町観光協会
(〒959 0195)
分水町地蔵堂2687 3
(☎0256 97 2111)
(分水町役場内)

農業者年金に加入しましょう

農業従事者なら だれでも加入

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する人は誰でも加入できます。

農地を持たない畜産・施設園芸等の農業経営者や家族従事者も加入できます。

積立方式で安定した 財政運営
将来受給する年金は自らが積み立てる方式となりますので、少子高齢化の進展にも対応でき、長期間に安定した制度です。

積立金は安全かつ 効率的に運用
積み立てられた保険料は農業者年金基金が債権を中心に安全かつ効率的に運用します。

保険料の手厚い 国庫助成
認定農業者等一定の要件を備えた意欲のある担い手に対し、保険料(月額2万円)の2割、3割又は5割の政策支援(保険料の国庫助成)があります。

保険料を自由に選択 政策支援を受けられない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できる通常保険料と、政策支援を受ける方が納める特例保険料の2種類があります。

税制面でも大きな優遇措置
保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金控除の対象となります。